

令和4年4月21日

ご関係者各位

社会福祉法人ウエルガーデン

面会制限（継続）について

3月22日の「まん延防止等重点措置」解除後1か月は経過観察期間として対面面会を原則禁止とさせていただきましたが、1か月を経過した現在においても感染者数は高止まりの状況にあることから、**令和4年5月21日までは対面面会を中止**させていただき、**オンライン面会を継続**させていただきます。

以後の対応につきましては地域の感染状況により対面面会に移行できるよう検討して参りたいと存じます。ご不明な点は各事業所にお問い合わせください。

皆様の大切な方々をお守りするために、どうぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。